

障害福祉サービス事業顧問研究会 会員利用規約

障害福祉サービス事業顧問研究会（以下「当会」といいます。）が会員に対して提供する、会員限定サービス（以下「本サービス」といいます。）について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条 本規約の範囲について

本規約は、当会が会員（当会指定の申込書を当会に提出した者をいいます。）に対して提供する本サービスの内容及び利用方法等について規定したものです。会員は、本規約に同意のうえ、当会指定の申込書を提出したものとみなします。

第2条 本サービスの利用開始日及び利用期間について

- 1 会員は、当会指定の申込書を当会に提出し、かつ、年会費を支払うことにより、本サービスを利用することができます。
- 2 当会が会員から当会指定の申込書を受領し、かつ、会員から年会費を受領した日を、当該会員の利用開始日とします。
- 3 会員が本サービスを利用できる期間は、利用開始日から1年間とします。ただし、利用期間終了の15日前までに会員から解約の申し出がない場合、同一条件にて更に1年間サービスが利用できるものとし、以後も同様とします。

第3条 本サービスの内容について

- 1 当会が会員に提供する本サービスの内容は、下記のとおりとします。
 - ① インターネット通話（ZOOM等）による毎月1回の勉強会の開催
 - ② 年数回の会員限定セミナーの開催
 - ③ 各種業務ツール（利用契約書等の法定様式の参考例など）の提供
 - ④ 法改正や処遇改善加算等についての各種情報の提供（動画、メルマガ等）
 - ⑤ 障害福祉サービス事業者をゲストとした座談会の開催（不定期）
 - ⑥ 障害福祉サービス事業所への見学会の開催（不定期）
 - ⑦ その他、当会が会員の要望等を受けて決定したサービス
- 2 本サービスの利用にあたり、インターネットへの接続が必要になる場合がありますが、その通信料は会員の負担となります。また、本サービスの利用にあたり、会員に移動が必要になる場合がありますが、その交通費は会員の負担となります。

第4条 会費

- 1 会員は、当会に対し、入会金として入会初月に30,000円（税込）及び月会費5,500円（税込）を、当会指定の金融機関口座に振り込む方法又は当会が個別に指定する方法により、当会指定の期限までに支払うものとします。

入会月の次月以後については当会に対し、月会費として5,500円（税込）を、毎月末日限り、翌月分の月会費を上記の方法で支払うものとします。
- 2 前条第1項②、⑤、⑥及び⑦のサービス利用にあたっては、会費とは別途の参加費用をご負担いただくことがあります。

- 3 当会が会員から会費として受領した金員については、いかなる場合においても返金しないものとします。

第5条 本サービスの利用

- 1 当会は、第3条第1項の各サービスを開催しあるいは提供するにあたり、会員に対し、当会のウェブサイト上に掲示または電子メールで通知する方法で告知するものとします。
- 2 当会が第3条第1項の各サービスを開催しあるいは提供するにあたり、定員を設けることがあります。その場合、会員は、本サービスを利用するにあたり、当会に対し、当社指定の方法で参加の申し出等をするものとします。
- 3 会員は、自らの名前・名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当会に届け出た情報に変更があった場合、速やかに当会に変更後の情報を通知するものとし、これを怠ったことによる会員の不利益について、当会は責任を負いません。

第6条 禁止事項

会員は、自ら又は第三者を通じて、以下の行為を行わないことを誓約します。

- ① 当会、他の会員又は第三者の知的財産等の権利を侵害する行為
- ② 当会、他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- ③ 当会、他の会員又は第三者に不利益を与えるような行為
- ④ 当会、他の会員または第三者を誹謗中傷、又は名誉・信用を毀損するような行為
- ⑤ 本サービスの運営を妨げるような行為
- ⑥ 会員たる地位を第三者に譲渡する行為
- ⑦ 第三者になりすまし本サービスを利用する行為
- ⑧ 法令等に違反し又は違反するおそれのある行為
- ⑨ その他当社が不適切と判断する行為

第7条 会員からの利用の解約

- 1 会員が本サービスの利用を解約したい場合、当会指定の退会届を当会に提出するものとします。
- 2 前項の退会届を提出した会員については、退会届を提出した日を基準に、下記をもって退会するものとします。
 - (1) 退会届を当月15日までに提出した場合・・・提出した月の末日
 - (2) 退会届を当月16日以降に提出した場合・・・提出した月の翌月末日
- 3 前各項により退会する会員においても、退会までの期間に対応する会費の支払い義務を免れないものとします。

第8条 当会からの利用の解除

会員が下記事項に該当した場合、当会は当該会員を即時に退会させることができるものとします。

- ① 第6条の禁止行為を行った場合
- ② 会員間で金銭の收受があった場合
- ③ 当会の提供するサービスに無関係の質問（特にプライバシーの侵害になるもの）等

を頻繁に行った場合

- ④ 他の会員に迷惑をかける行為（例：営業活動、宗教活動等）を行った場合
- ⑤ グループチャット等において当会、当会の関係者（役員、従業員及びその家族等）又は他の会員その他第三者を誹謗中傷、又は名誉・信用を毀損するような行為を行った場合
- ⑥ 第4条に定める会費を2ヶ月分以上滞納した場合

第9条 反社会的勢力の排除

- 1 会員は、次の各号に掲げる内容を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
 - (2) 自らの社員、株主、出資者、役員、従業員、顧問、コンサルタント及びこれらに準ずる者の中に反社会的勢力が含まれていないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して本サービスを利用するものではないこと。
 - (4) 反社会的勢力に対する資金提供を行っておらず、かつ、反社会的勢力から資金提供を受けていないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしたことがなく、かつ、今後もこれらの行為をしないこと
 - ①第三者又は相手方もしくはその関係者に対する脅迫的言動又は暴力的行為
 - ②偽計又は威力を用いて、第三者又は相手方もしくはその関係者の業務もしくは社会生活上の平穩を妨害もしくは阻害し、又は名誉もしくは信用を毀損する行為
- 2 当会は、会員が前項に違反した場合は、会員に対し何らの催告を要せずして、会員を退会させることができるものとします。
- 3 前項の規定により会員が退会となった場合、当該会員は当会に対し、当会の被った損害を賠償するものとし、会員は、当会に対し、解除により生じる損害について一切の請求を行わないものとします。

第10条 個人情報の取り扱い

第11条 サービスの中止、変更、免責

- 1 会員は、当会が会員に提供する本サービスの正確性、完全性、最新性、網羅性、有用性等について、一切の保証を負うものではないことを承諾した上で、本サービスを利用するものとし、本サービスの利用に起因して会員の顧客及び第三者に損害が発生したとしても、当会は責任を負わないものとします。
- 2 当会は、会員に事前の通知をすることなく、本サービスの個別の内容を変更、追加等することができるものとします。
- 3 当会は、会員に事前の通知をすることなく、システムの保守点検や天災等の不測の事態により、本サービスの一部または全部の提供を一時的に中断、停止することができるものとします。この場合、当会は責任を負わないものとします。
- 4 当会は、当会の都合により、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、当会は、会員に対し、事前にその終了日を当会のウェブサイト上に掲示または電子メールで通知するものとし、受領済みの会費のうち、本サービスを提供しない日数に対応する金額を日割計算にて返還するものとします。

第12条 本規約の変更

- 1 当会は、以下の各号に定める場合において、当会の判断により、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当会は、前項により本規約を変更する場合、事前に本規約を変更する旨、および変更後の本規約の内容、ならびにその効力発生日を当会のウェブサイト上に掲示または電子メールで通知するものとします。
- 3 変更後の本規約の効力は、会員がこれに同意、または前項の効力発生日以降に会員が本サービスを利用したときから発生するものとします。

第13条 裁判管轄

本サービスに関する一切の紛争については、当会の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

障害福祉サービス事業顧問研究会